の下に「の総数又は総額」を加え、同条第三項を削り、同条第四項中「及び前項」を削り、「同項に規定する特定外国法人が」を「特定外国法人（特定事業（第四十条の四第三項に規定する特定事業をいう。次項において同じ。）を主たる事業とするものを除く。）が」に、「固定施設を有する」を「その主たる事業を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有し、かつ、その事業の管理、支配及び運営を自ら行っている」に改め、同項第二号中「第四十条の四第四項第二号」を「第四十条の四第三項第二号」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4　特殊関係株主等である居住者に係る特定外国法人が、平成二十二年四月一日以後に開始する各事業年度において前項の規定により第一項の規定を適用しない適用対象金額を有する場合において、当該各事業年度に係る次に掲げる金額（第一号から第五号までに掲げる金額については、当該特定外国法人が行う事業（特定事業を除く。）の性質上重要で欠くことのできない業務から生じたものを除く。以下この項において「特定所得の金額」という。）を有するときは、当該各事業年度の特定所得の金額の合計額（次項において「部分適用対象金額」という。）のうち当該特殊関係株主等である居住者の有する当該特定外国法人の直接及び間接保有の株式等の数に対応するものとしてその株式等の請求権の内容を勘案して政令で定めるところにより計算した金額（当該金額が当該各事業年度に係る課税対象金額に相当する金額を超えるときは、当該相当する金額。次条において「部分課税対象金額」という。）に相当する金額は、当該特殊関係株主等である居住者の雑所得に係る収入金額とみなして当該各事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日の属する年分の当該居住者の雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

一　剰余金の配当等の額（当該特定外国法人の有する他の法人の株式等の数又は金額のその発行済株式等の総数又は総額のうちに占める割合が百分の十に満たない場合における当該他の法人（第四号において「特定法人」という。）から受けるものに限る。以下この号において同じ。）の合計額から当該剰余金の配当等の額を得るために直接要した費用の額の合計額又は当該剰余金の配当等の額に係る費用の額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額

二　債券の利子の額の合計額から当該利子の額を得るために直接要した費用の額の合計額又は当該利子の額に係る費用の額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額

三　債券の償還金額（買入消却が行われる場合には、その買入金額）がその取得価額を超える場合におけるその差益の額の合計額から当該差益の額を得るために直接要した費用の額の合計額又は当該差益の額に係る費用の額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額

四　特定法人の株式等の譲渡（第四十条の四第四項第四号に規定する譲渡をいう。次号において同じ。）による対価の額の合計額から当該株式等の取得価額及び当該対価の額を得るために直接要した費用の額の合計額を控除した残額

五　債券の譲渡による対価の額の合計額から当該債券の取得価額及び当該対価の額を得るために直接要した費用の額の合計額を控除した残額

六　特許権等（第四十条の四第四項第六号に規定する特許権等をいう。以下この号において同じ。）の使用料（当該特定外国法人が自ら行った研究開発の成果に係る特許権等の使用料その他の政令で定めるものを除く。以下この号において同じ。）の合計額から当該使用料を得るために直接要した費用の額の合計額を控除した残額

七　船舶又は航空機の貸付けによる対価の額の合計額から当該対価の額を得るために直接要した費用の額の合計額を控除した残額

第四十条の七第九項を同条第十項とし、同条第八項中「、第四項及び第六項」を「及び第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第一項の」を「第一項及び第四項の」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同項の前に次の一項を加える。

5　前項の規定は、特殊関係株主等である居住者に係る特定外国法人につき次のいずれかに該当する事実がある場合には、当該特定外国法人のその該当する事業年度に係る部分適用対象金額については、適用しない。

一　各事業年度における部分適用対象金額に係る収入金額が千万円以下であること。

二　各事業年度の決算に基づく所得の金額に相当する金額として政令で定める金額のうちに当該各事業年度における部分適用対象金額の占める割合が百分の五以下であること。

第四十条の八第一項中「当該居住者に係る特定外国法人」を「外国法人」に改め、「及び次条」を削り、「当該特定外国法人に」を「当該外国法人に」に、「の属する年分の当該特定外国法人」を「（以下この条において「配当日」という。）の属する年分の当該外国法人」に改め、同項第一号中「特定外国法人に」を「外国法人に」に、「で特殊関係株主等である居住者が当該特定外国法人から剰余金の配当等の額の支払を受ける日」を「又は部分課税対象金額で、配当日」に改め、「前条第一項」の下に「又は第四項」を加え、「特定外国法人の」を「外国法人の」に改め、「次号」の下に「及び次項第一号」を加え、同項第二号中「特定外国法人に」を「外国法人に」に、「で特殊関係株主等である居住者が当該特定外国法人から剰余金の配当等の額の支払を受ける日」を「又は部分課税対象金額で、配当日」に改め、「前条第一項」の下に「又は第四項」を加え、「特定外国法人の」を「外国法人の」に、「特定外国法人から受けた」を「外国法人から受けた」に、「以下この条」を「第三項」に改め、同条第三項中「又は第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「課税済金額」を「課税済金額等」に、「第一項の規定を」を「第一項及び第二項の規定を」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の規定は、課税済金額」を「前二項の規定は、課税済金額又は間接配当等若しくは間接課税済金額（以下この条において「課税済金額等」という。）」に、「当該課税済金額」を「当該課税済金額等」に、「同項に規定する年分」を「配当日の属する年分」に、「同項の規定による」を「前二項の規定による」に、「同項に規定する特定外国法人」を「これらの規定に規定する外国法人」に、「同項の規定により」を「これらの規定により」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の場合において、同項の外国法人が他の外国法人から受ける剰余金の配当等の額があるときは、同項の居住者が同項の外国法人から受ける剰余金の配当等の額から当該剰余金の配当等の額につき同項の規定の適用を受ける部分の金額を控除した金額（当該外国法人に係る次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額に達するまでの金額に限る。）は、当該居住者の配当日の属する年分の当該外国法人から受ける剰余金の配当等の額に係る配当所得の金額の計算上控除する。

一　配当日の属する年及びその年の前年以前二年内の各年において、前項の外国法人が他の外国法人から受けた剰余金の配当等の額（当該他の外国法人の前条第一項又は第四項の規定の適用に係る事業年度開始の日前に受けた剰余金の配当等の額として政令で定めるものを除く。）のうち、当該居住者の有する前項の外国法人の直接保有の株式等の数に対応する部分の金額として政令で定める金額（配当日の属する年の前年以前二年内の各年分（次号ロにおいて「前二年内の各年分」という。）において当該外国法人から受けた剰余金の配当等の額（この項の規定の適用を受けた金額のうち、当該外国法人が当該他の外国法人から受けた剰余金の配当等の額に対応する部分の金額に限る。以下この項において「特例適用配当等の額」という。）がある場合には、当該特例適用配当等の額を控除した残額。次項において「間接配当等」という。）

二　次に掲げる金額の合計額

イ　前号の他の外国法人に係る課税対象金額又は部分課税対象金額で、配当日の属する年分において前条第一項又は第四項の規定により当該年分の雑所得の金額の計算上総収入金額に算入されるもののうち、同号の居住者の有する当該他の外国法人の間接保有の株式等の数（第四十条の五第二項第二号イに規定する間接保有の株式等の数をいう。ロにおいて同じ。）に対応する部分の金額として政令で定める金額